

第9回 花巻市市民参画・協働推進委員会 会議録

日時 平成27年11月19日(木) 午後2時～午後3時15分
場所 花巻市役所本庁舎 3階 302・303 会議室
出席者 委員出席者 11名 佐藤良介委員長、小原幸子副委員長、高橋正行委員、高橋照幸委員、
佐藤淑憲委員、藤原裕子委員、岩館大輔委員、平野順子委員、
今村眞弓委員、高橋久美子委員、鎌田豊子委員
委員欠席者 4名 門間健一委員、鈴木卯造委員、葛巻 徹委員、土田和長委員
市側出席者 6名 久保田地域づくり課長、佐藤課長補佐、佐々木係長、伊藤上席主任、
藤原主任、佐々木市民生活総合相談センター所長

傍聴等 0名

- 次 第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
市民参画の除外・対象外とするものについて
 - 4 説明
花巻市暴力団排除条例の制定について
 - 5 閉会

1 開会 皆様方、本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。
事務局(佐々木) 開会に先立ちまして、本委員会の成立についてご報告をいたします。本日は、花巻市市民参画・協働推進委員会委員15名の方のうち11名のご出席をいただいております。委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席されておりますので、本委員会は成立いたしておりますことをご報告いたします。また、本委員会は花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開する会議となります。会議の傍聴を希望する方がある場合はこれを認めること、また会議資料及び議事録を市のホームページで公開いたしますことを申し添えます。

それでは、ただいまから第9回花巻市市民参画・協働推進委員会を開催いたします。はじめに、佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ それでは、一言ご挨拶申し上げます。何かとご多用のところ第9回の委員会へご
佐藤委員長 出席いただきありがとうございます。月日が経つのは早いもので、来月はもう12月ということでございます。

今花巻市でも大きな課題として人口減少というものがありまして、人口減少対策ということで人口ビジョンが策定されております。また、国の施策として話題となっております地方創生としての総合戦略も策定されております。さらには、懸案でありました中心市街地の活性化ということで、立地適正化計画を策定して市街地の活性化を図るといふ提案を出されているわけでございます。

また、最近報道になりましたが、総合花巻病院を県立厚生病院跡地に移転して整備する構想が出されました。いずれの計画もまず市民の方々のご意見を聞きながら策定していくということのようでございます。そういう意味におきましては、この市民参画・協働推進委員会は時宜を得て会議等を開いていかなければならないと思います。市民の方々の意見を反映させていこうということですので、よろしく願いいたします。

本日の議事としては、市民参画の除外・対象外の案件が6件ございますので事務局から説明申し上げて、皆様からご意見などございましたらお伺いしたいと思います。その後、花巻市暴力団排除条例の制定について担当課より説明をいただきます。

1時間くらいで会議を終了いたしたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたしましてご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局(佐々木) ここから議事に入らせていただきます。議事の進行は佐藤委員長をお願いいたします。

3 議事
佐藤委員長 それでは議事に入ります。はじめに、市民参画の除外・対象外とするものについて、6件ございますので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局(伊藤) (資料 様式第1号 平成27年度計画・条例等一覧【除外・対象外】に基づき説明。)

佐藤委員長 6件について説明がありましたが、1件ずつ皆様からご質問・ご意見をお伺いしたいと思います。まず「山村振興計画」について何かございませんか。

高橋(照)委員 振興山村の要件に林野率の話がありましたが、その率の境目の辺りはどうなるのでしょうか。

事務局(伊藤) 指定地域は、昭和35年時点で林野率75%以上、人口密度1.16人/ha未満の要件に該当する地域となっています。当時の状況が該当要件となっています。

佐藤委員長 次に「花巻市振興センター条例の一部を改正する条例」についてご質問はありませんか。

小原副委員長 住民票等の交付について、平成28年4月からコンビニ交付開始予定とありますが、コンビニにはすでに連絡済で承認いただいているのでしょうか。

事務局(久保田) 市内にコンビニのない地域もありますので現在調整中ですが、業務をお願いするところと協定を結ぶことになると思います。

佐藤委員長 現在は振興センターに非常勤の職員が常駐しているのですが、来年4月でいなくなるということでしたね。

事務局(久保田) 現在は命令系統が市と地域からの2系統という状態ですが、振興センターを地域活動の拠点にするということで、コミュニティの職員として雇用していただく話し合いを昨年度から進めてきました。市職員がいないところでの証明書交付は地域の負担になるものと思いますので、今年度をもって廃止にするということでございます。参考までに、8月から各証明書の宅配サービスを始めておりますが、現在のところ実績は0と聞いております。

高橋(照)委員 コンビニでの証明書交付は、特に高齢者が必要とするときに適切な処理をされるか心配な部分もあります。

事務局(久保田) 証明書の内容が複雑な場合など、現在も振興センターだけで完結できない部分もあり、最終的には市役所の窓口で手続きをされている場合もあります。コンビニで交付する際にも不明な点は市役所に連絡いただくことになると思いますが、丁寧な対応は心がけていただく必要がありますので、担当課に伝えさせていただきます。

- 佐藤委員長 コンビニ以外で交付するのは市役所と総合支所ですか。
- 事務局(久保田) はい、あと現在は自動交付機がありますが、将来的には現在の市民カードがなくなって個人番号カードになると思いますので、市役所と総合支所、コンビニでの交付になると思います。
- 佐藤委員長 次に「花巻市市税条例の一部を改正する条例」についてご質問はありませんか。
- 高橋(久)委員 施行日が平成28年4月1日と1月1日の2つあるのはどういう意味ですか。
- 事務局(伊藤) 個人番号・法人番号の規定の整理にかかる分が1月1日で、法人の名称変更に伴う文言の整理にかかる分が4月1日です。
- 佐藤委員長 次に「花巻市暴力団排除条例の一部を改正する条例」についてご質問はありませんか。
- 小原副委員長 隠れているというか看板を背負っていない暴力団もあると思いますが、どのような場合が暴力団になるのでしょうか。
- 市民生活総合相談センター(佐々木) 法律の定義にある暴力団が国で指定している暴力団で、その構成員が暴力団員になります。それ以外の暴力団的な人について警察では把握していると思います。条例が及ぶのは法律の定義にある暴力団ということになります。
- 佐藤委員長 花巻市に1団体あるようですが、構成員は何人くらいでしょうか。
- 市民生活総合相談センター(佐々木) 市から構成員かどうかの照会をすることはありますが、構成員の数は警察から公表されていません。
- 今村委員 昔から暴力団はあったと思いますが、今まで条例がなかったのは何か理由があるのでしょうか。
- 市民生活総合相談センター(佐々木) まず平成3年に法律ができましたので国全体で暴力団を排除していくということになりました。また岩手県では平成23年に条例を制定しましたが、これは全県に及ぶものですので花巻市もこれに対応してきたということになります。市でも、これまで市営住宅への入居や指定管理の指定などすでに条例等で規定して、暴力団を排除する内容で対応しておりましたが、今回はこれら以外にもすべての市の事務において規定することで新たに制定することになります。
- 県内自治体での制定状況も様々ですが、平成28年度には岩手国体が開催されることもあり、岩手県警からも要請がありましたので、花巻市でも12月議会に提案して制定することといたしました。
- 高橋(照)委員 最初から暴力団と名乗って関わってこないとは思いますが、何かリストがあって判断するのでしょうか。
- 市民生活総合相談センター(佐々木) 条例施行後に市と花巻署とで協定を結ぶ予定ですので、警察に照会をして確認します。

- 藤原委員 警察への照会は1月1日以降ですか。
- 市民生活総合相談センター(佐々木) 先ほどもお話した市営住宅への入居や指定管理の指定など条例や協定に基づいて、すでに照会して対応している部分もあります。
- 佐藤委員長 次に「花巻市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご質問はありませんか。
- ＜意見・質問なし＞
- 佐藤委員長 最後に「花巻市奨学金貸与条例の一部を改正する条例」についてご質問はありませんか。
- 佐藤委員長 奨学金は高校生でも大学生でも対象になるのでしょうか。
- 事務局(伊藤) はい、高校生の場合は月額15,000円以内、大学の場合は月額30,000円以内となっております。
- 佐藤委員長 入学一時金は大学の場合だけ対象ですか。
- 事務局(伊藤) はい、大学入学の際に希望する場合10万円以内で貸与します。
- 鎌田委員 ほかの奨学金を借りても市の奨学金を借りられるのでしょうか。
- 伊藤(事務局) 条例に規定する要件に具体的には書いてありませんが、最終的には選考委員会で審議して決定することになります。
- 佐藤委員長 ほかに皆様からご発言ありませんか。
それでは、市民参画の除外・対象外とするもの6件については、事務局からの説明でご理解いただいたということで終わらせていただきます。
- 佐藤委員長 次に4の説明に移りますが、花巻市暴力団排除条例の制定について市民生活総合相談センターの佐々木所長より説明をお願いします。
- 市民生活総合相談センター(佐々木) (花巻市暴力団排除条例の制定に関する資料に基づき説明。)
(内容に関する質疑応答)
- 佐藤委員長 以上で、本日より予定しておりました議事を終了させていただきます。次回の開催予定について事務局よりお願いします。
- 事務局(佐々木) 次回の委員会は3月議会の前の2月頃を予定しておりますので、よろしくお願いたします。
- 4 閉会
佐藤委員長 それでは、これもちまして本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。